

令和5年12月20日

精華町議会

議長 三原和久様

民生教育常任委員会

委員長 山下芳一

民生教育常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第80号	精華町国民健康保険税条例一部改正について	原案可決
議案第81号	精華町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例一部改正について	原案可決
議案第82号	精華町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて	原案可決

【委員会報告】

議案第 8 0 号	精華町国民健康保険税条例一部改正について	原案可決
-----------	----------------------	------

【概要】 子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援などの観点から国民健康保険制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額を減額するというもの。対象者は令和 5 年 1 1 月 1 日以降に出産予定の被保険者。妊娠 8 5 日以上分娩で、対象期間は出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの 4 か月期間相当分。多胎妊娠の場合は出産予定月の 3 か月前から 6 か月であるというもの。

Q 参考資料をみると、流産等があった場合、出産予定月の 1 か月前から出産予定月の翌々月の 4 か月が対象となるのか。

A 流産等があった月の前月から 4 か月が対象期間となるものである。

Q 主体割が対象とならない理由は何か。

A 出産する被保険者にかかるものは所得割と均等割である。

Q 対象の被保険者が単身女性であった場合も主体割は減額にならないのか。

A 主体割は減額の対象にならない。

【委員会での討論】

《 反対討論なし 》

《 賛成討論あり 》

○ この件については、出産に関する減免であり趣旨としては良としたいと考える。

ただし、出産を予定されている単身女性に関して、減免をしないという部分が残ってしまうという意味では、このようなケースは起りうるケースであり、なおかつ支援するという本来の趣旨からすれば、それに背くような制度が残ってしまっているという点については、問題があるということを指摘しながら、本議案に賛成する。

議案第 8 1 号	精華町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例一部改正について	原案可決
-----------	--	------

Q マイナンバーカードに保険証を紐づけしていない資格確認証をもらう人は、秋以降どうなるのか。

A 基本的にはマイナンバーカードで保健情報を提供してもらう。資格確認証での保険証確認も残っていく。資格保険証も持たない方は、個人番号での確認も可能である。

《 討論なし 》

議案第 8 2 号	精華町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて	原案可決
-----------	--------------------------------	------

Q 利用者や近隣の方への周知はどうするのか。

A 郵便局にポスターを貼っての説明や、広報誌、ホームページでお知らせする。

《 反対討論なし 》

《 賛成討論あり 》

- この議案の専用機器のサービスの終了という技術的要因での指定の取消しについては一定理解をしているが、住民のサービス拠点の減少という点と、この法律の地方公共団体の特定の事務、郵便局における取り扱いに関する法律に照らしても、今後郵便局の住民サービスの拠点利用を改めて考える方向性を求め賛成の立場として討論する。